

国家と宗教にかんする一考察

——ラーマ1世における仏教の「擁護」——

石 井 米 雄*

Two Phases of “*sāsanūpathamphok*,” Defender of the Faith : a Case Study of King Rama I

by

Yoneo ISHII

In Thai Buddhism, the Sangha is regarded as *nā-bun*, “the field of merit,” which can be depended upon to produce an assured crop of merit for the Thai laity. This popular belief is the most reliable generator of economic support for the otherwise materially helpless monks in Thailand.

The Sangha deserves the title *nā-bun* so long as it remains “pure.” In traditional Thailand, the “purity” of religion is measured mainly in terms of the strictness with which the rules of the *Vinaya* are observed. If the Sangha becomes corrupt, it is no longer regarded as *nā-bun*; so it cannot attract economic support, and Buddhism declines for lack of subsistence.

The Thai king, “Defender of the Faith,” is expected to maintain the prosperity of Buddhism. To this end he gives the Sangha royal patronage, *phraboromarāchupatham*. He offers economic assistance in a variety of ways, so that the Sangha can pursue spiritual perfection without material cares.

In the reign of Rama I, the Sangha became corrupt. The monarchy not only protected it from physical decline, but also applied sanctions against it and purged corrupt elements even at the cost of the Sangha's autonomy.

*京都大学東南アジア研究センター

はじめに

タイ国王は、伝統的に「宗教の擁護者」(akkhamahāsāsanūpathamphok)と規定されている。¹⁾ ここで「宗教」(sāsanā)とは、「仏教」(phutthasāsanā)に外ならない。²⁾ したがって、「宗教の擁護者」とは、「仏教に擁護 (upatham) を与える者」の意である。すなわち、タイ人の伝統的思想にしたがえば、国王は、仏教を「擁護」する責任を有し、また仏教は、国王の「擁護」をうけるべき存在としてあるのである。

出家者集団であるタイの仏教サンガは、自ら、いっさいの経済活動とかかわりをもたぬことを建前とする集団であるため、その存続をすべて、第3者の持続的支援に依存せざるを得ないという構造をもっている。³⁾ 歴史的視点に立つならば、タイの仏教サンガは、つねに王室の「擁護」(upatham—より正しくは phraboromarāchūpatham)に、大きく依存することによってのみ、繁栄を許されて来たのであった。サンガは、「法」(dhamma)によって結合された自治団体であるが⁴⁾、その自律性はサンガのこうした経済的従属性のゆえに「擁護者」である国王の意志に大きく制約されざるを得なかった。したがって歴史的サンガの性格を解明するためには、国王の「擁護」の実態を認識することがまず必要となる。本稿は、『三印法典』⁵⁾などの根本史料を用いて、ラーマ1世王(1782～1809)における仏教「擁護」の具体的検討を通して、サンガと国王との関係を考察することをその目的とするものである。

I 史料について

ラーマ1世期のサンガに関する史料としては、つぎの4種の文献が基本的重要性をもつ。

(1) Kot Phrasong กฎพระสงฆ์

1782年から1801年の間に発せられた以下の10篇の布告であって、Kot Phrasong ないしは Kotmāi Phrasong (ブラドレー本)と題して、『三印法典』に収録されている。発布の時期がいずれもラーマ1世王の治世中に含まれ、『三印法典』成立の時期(1805)に近接していること、および用いられている暦法も正確であることから見て、テキストの信憑性は、『三印法典』の中でも、もっとも高いもののひとつと言えよう。

-
- 1) たとえば「サンガ令」第1 Kotmāi Trā Sām Duang กฎหมายตราสามดวง vol. 4, p. 164 (以下 *KTSD* と略す。なお本稿では、入手の便を考え、ページ数はすべてクルサパー本のもを示した。)
- 2) 近代憲法においては、sāsanā の意味が拡張されて、「タイ人一般の信奉する宗教」と解釈されるようになった。(หม่อมเจ้าวรรณไวทยากร 1932, p.28)
- 3) Ishii: 1968, p. 864
- 4) Gopakamoggallanasutta, *Majjhima Nikaya*, 108
- 5) 『三印法典』の史料価値については、拙稿「三印法典について」『東南アジア研究』第6巻第4号(1964年3月) pp. 155～178参照。

布告番号	布告の日付
Kot Phrasong No. 1	小暦1144年寅年第4年陰暦10月白分15日 土曜日 (A.D.1782- 9-21)
Kot Phrasong No. 2	小暦1145年卯年第5年陰暦6月白分5日 月曜日 (A.D.1783- 5- 5)
Kot Phrasong No. 3	小暦1145年卯年第5年陰暦6月白分8日 木曜日 (A.D.1783- 5- 8)
Kot Phrasong No. 4	小暦1145年卯年第5年陰暦8月白分15日 日曜日 (A.D.1783- 7-13)
Kot Phrasong No. 5	同上
Kot Phrasong No. 6	同上
Kot Phrasong No. 7	小暦1145年卯年第5年陰暦12月白分3日 月曜日 (A.D.1783-10-27)
Kot Phrasong No. 8	小暦1151年酉年第1年陰暦3月黒分11日 水曜日 (A.D.1790- 2-10)
Kot Phrasong No. 9	小暦1156年寅年第6年陰暦9月黒分4日 木曜日 (A.D.1794- 8-15)
Kot Phrasong No.10	小暦1163年酉年第3年陰暦7月黒分13日 火曜日 (A.D.1801- 6- 9)

(2) Phrarāṭchakamnot Mai Nos. 2, 13, 14

『三印法典』には、ラーマ1世の発布した雑多な内容をもつ「勅令」(Phrarāṭchakamnot) 45篇が、「新勅令」(Phrarāṭchakamnot Mai) の表題のもとに収録されているが、このうち、下記の Nos. 2, 13, 14 の3篇は、直接または間接に、サンガ研究に有益な内容をもつ。

布告番号	布告の日付
No. 2	小暦1144年寅年第4年陰暦8月白分8日 月曜日 (A.D.1782- 6-17)
No. 13	小暦1147年巳年第7年陰暦12月黒分5日 月曜日 (A.D.1785-11-21)
No. 14	小暦1160年午年第10年陰暦8月黒分2日 木曜日 (A.D.1798- 6-29)

(3) Saṅgitivaṃsa または Saṅgitiyavaṃsa 『結集史』

1789年、プラピモンタム僧正（のちのプラパナラット大僧正）が、ラーマ1世王後援の下に行なわれた「第9次結集」(1788年)を顕彰するために執筆したパーリ語の「結集史」である。本書は全部で9章(paricceda)より成っているが、その第8章は、「第9次結集記」(Navama-dhammasangahaniddeśa)と題され、1788年11月13日から、翌1789年4月10日の5カ月にわたって、バンコクのプラシーサンペッダーラーム寺院で行なわれた「第9次結集」の記録がその中心を成している。筆者のプラピモンタムは、同結集に際して、開会宣言を誦し、また Phra-thammawisṭ⁶⁾の校訂の最高責任者に任じられた重要人物であり、その意味において、当事者による記録としての「第8章」の史料価値は高い。

Saṅgitivaṃsa は、カンボジアにおいて、つとに5種の写本の存在が知られていたが⁷⁾、タイ

6) Grammatical treaties? Wenk: 1968, p. 39n.

7) Coedès: 1914, p. 2

では、カンボジア所伝の写本のいずれかを底本とした重写本が1910～1923年の間に作成され、またのちに、インターラム寺で別個の写本が発見された。⁸⁾ これらの写本を底本としたテキストに、プレー・パリヤッタマターダーのタイ語対訳をそえた刊本が、1923年、チュタートゥタラーディロック親王の葬儀の引出物として、バンコクで刊行された。⁹⁾

(4) Tamnaeng Phrarāchākhana nai Krung nōk Krung khrang Krung Kaw

ตำนานพระราชาคณะในกรุงนอกกรุงศรีกรุงเก่า 「アユタヤ朝僧位録」

アユタヤ朝末期のサンガの組織を知るための基本的史料である。ラーマ1世ないし2世当時の写本と推定されるものの全文が、ダムロン親王著『サンガ小史』(ตำนานคณะสงฆ์ไทย, 1923) pp.24～32 に収録されている。採録者ダムロン親王によれば、本史料は、「アユタヤ朝僧位録」の原本ではなく、ラタナコーシン期に入ってから、旧王朝の遺臣の聴き書きに基づいて編纂されたものと考えられるが¹⁰⁾、ラーマ1世期のサンガ組織の基本となったアユタヤ末期の全国サンガ組織を、これほど詳細かつ体系的に示した根本史料は他に求めがたい。

以上の同時代史料のほか、「御親筆本年代記」(1855年)¹¹⁾、「1世王年代記」(1869/71)¹²⁾なども、ラーマ1世時代のサンガ研究には不可欠の史料である。

Ⅱ サンガの組織

1. De la Loubère は、「シャム王国誌」(1691)の中で、当時のタイに「森に住む僧」と「町に住む僧」という、2種の僧侶が存在していたと書いているが¹³⁾、これは、「アランヤワシー」と「カーマワシー」の区分に対応するものと考えられる。¹⁴⁾ 上述した「アユタヤ朝僧位録」は、アユタヤ末期のサンガの組織を、次ページのように表示している。¹⁵⁾

この表は、アユタヤ末期においても、タイのサンガが「カーマワシー」と「アランヤワシー」に2分されていたことを示している。「アランヤワシー」については、同じ「アユタヤ僧位録」の中に、「ワット・ポートラーチャデーチャ(วัดโบสถ์ราชเดชะ)のプラプッターチャー(พระพุทธานจารย์)」は、アランヤワシーのチャオカナ・クラング(chao khana klang

8) ดำรง : 1923 (1), p. 15

9) สมเด็จพระวันรัตวัดพระเชตุพนในรัชการที่หนึ่ง, สังคดียวงศ์ พงศาวดารเรื่องสังคยานาพระธรรมวินัย กรุงเทพฯ, 2466 (1923)

10) ดำรง : 1923 (2), p. 32

11) 拙稿「タイ語文献について(2)」『東南アジア研究』第2巻第1号(1964年9月) p. 23

12) 拙稿「タイ語文献について(3)」『東南アジア研究』第2巻第2号(1964年12月) pp. 67ff.

13) Il y a deux sortes de Talapoins à Siam, comme dans tout le reste des Indes. Les uns vivent dans les Bois et les autres dans les Villes... (De la Loubère: 1691, Tome I, pp. 438)

14) กรมพระนราธิปฯ : 1962, vol. 2 p. 189.

15) ดำรง : 1923(2), 24-32

カーマワーシー左部

チャオカナヤイ	1 名
首都に住むプララーチャーカナ	17 名
地方に住むプラクルー (22 国)	24 名
プラクルーを欠く諸国	26 カ国

アランヤワーシー

チャオカナヤイ	1 名
プララーチャーカナ	7 名

カーマワーシー右部

チャオカナヤイ	1 名
首都に住むプララーチャーカナ	17 名
地方に住むプラクルー (26 国)	56 名
プラクルーを欠く諸国	20 カ国

เจ้าคณะกลาง) にして、止観を修する僧のサンガ(พระสงฆ์ฝ่ายสมณะวิปัสณา phrasong fāi samatha-wipatsanā) を統轄す¹⁶⁾、「モーン人のプラクルー、チャオカナ、ラーオ人のプラクルー、チャオカナは、すべてアランヤワーシーに属す。止観を修する僧のサンガに属する僧は、首都に在る者も、南方・北方の諸国に在る者も、森林の中に住む者 (อยู่ป่าในดง yū nai pā nai dōn) は、ことごとくアランヤワーシーに所属¹⁷⁾とあり、この記述から、「アランヤワーシー」が、(1) 地域を問わず、森林の中に住んで止観の修法を行ずるすべての僧と、(2) ラーオ人、モーン人の僧を統轄するサンガであったことが知られる。

一方、「カーマワーシー」についてみると、これには「左部」と「右部」の別がある。ここで、「左右」の意味を知るために、同史料の記述に基づいて、左右それぞれの「カーマワーシー」に所属する諸国名を、整理すると、次ページの表のようになる。

表に示された国名を、地図上に位置づけてみると、カーマワーシー左部に属する諸国は、ノンブリーをのぞくと、すべてアユタヤ以北に存在しているのに対して、右部の諸国はおおむねアユタヤ以南に位置していることがわかる。すなわち、カーマワーシー左部の諸国は、ノンブリーの一例をのぞき、いずれも、Krom Mahātthai 所管の「北方諸国」(mūang nūa) に一致し、右部の諸国は、ターチン河、メクロン・キューノーイ河およびバンパコン河流域地方をのぞくと、すべて Krom Phra Kalāhōm 所管のいわゆる「南方諸国」(mūang tai) および Krom Phra Khlang 所管のタイ湾沿岸諸国に対応するのである。¹⁸⁾

ラタナコーシン期に入ると、カーマワーシー左部・右部という区分は消失し、かわって「北方部」(khana nūa)、「南方部」(khana tai) という新区分があらわれる。¹⁹⁾ これはおそらく、アユタヤ期におけるカーマワーシーの「左部」と「右部」を、それぞれ継承したものと見ることができよう。

16) *ibid.*, p. 26

17) *ibid.*, p. 27

18) これは、Phramahāthammarāchā の時代に、カーマワーシーが 2 分されて今日に及ぶという「御親筆本年代記」の記述を裏付けるものである。(พระราชพงศาวดารฉบับพระราชหัตถเลขา เล่ม 1, กรุงเทพฯ (โศเตียพลโตร์), 1962. pp. 206f. なお Wales: 1965, p. 241 参照)。アユタヤ時代の統治区分にかんしては、拙稿「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の 3 テキスト」『東南アジア研究』第 6 巻第 2 号 (1968 年 9 月) pp. 135~164, とくに pp. 156f. 参照。

19) สมมต-ดำรง : 1923, *passim*.

表 左右のカーマワシーに属する諸国のリスト

カーマワシー左部		カーマワシー右部	
プラクルーを持つ国	プラクルーを欠く国	プラクルーを持つ国	プラクルーを欠く国
Prantapaprathēt	Samkhōk	Samutprākan	Suphanburi
Lopburi	Nakhōnchum	Chonburi	Prasae
Pākmōk	Buachum	Sākhōnburi	Cha-am
Wisētchaichān	Kamphrān	Samutsongkhram	Kui
Nonthaburi	Chaibādān	Phetburi	Prān
Thonburi	Saraburi	Kānchanaburi	Pathiu
Phromburi	Thārōng	Bānglamung	Bāngson
Inthaburi	Nāngrōng	Rātburi	Chawi
Sankhaburi	Phimāi	Rayōng	Songkhla
Singburi	Chithep	Krāt	Uthumphōn
Chaināt	Tāk	Sisawat	
Thammāmūn	Chiangthōng	Saiyōk	
Uthaitāni	Chōmthōng	Klaeng	
Manōrōm		Nakhōn Nāyok	
Nakhōnsawan		Chachoengsao	
Phitsanulōk		Prāchinburi	
Chumsōnsamdaeng		Chanthaburi	
Chumsaengsongkhram		Nakhōnsithammarāt	
Nakhon thai		Thalāng	
Sukhōthai		Takuapā	
Sawāngkhaburi		Takuathung	
Nakhōnrātchasi		Chaiyā	
		Prasong	
		Langsuan	
		Phatthalung	
		Nakhōnchaisi	

2. 『1世王年代記』の小暦1144年寅年第4年（A.D.1782年）の条によると、1世王は、即位後行なった功臣の論功行賞に引き続いて、サンガの幹部である phrarāchākhana の入れ換えを行なっている。すなわち、タークシン王によって降等を強いられていた高僧の名誉を回復し、逆に、タークシン王にへつらって地位を得た高僧には、降等あるいは還俗を命じた。²⁰⁾

1世王当時のサンガの上級管理職は、次ページに表示したとおりであって、それぞれに国王から欽賜名（rāтчathinnānām ราชทินนาม）が与えられていた。²¹⁾

これらの6名につづいて、欽賜名に thamma という語を持つ「タンマ位」(chan thamma), 同じく thēp の入る「テープ位」(chan thep), rāлча のつく「ラーチャ位」(chan rāлча)

20) ทิพนวรงค์: 1962, pp. 28ff.

21) ถิ่นมณฑล : *op. cit.* に基づき作成。

職 名	欽 賜 名
Somdet Phramahāsangkhaparināyok	Somdet Phrasangkharāt
Chawkhana Yai, Khana nūa	Phra Phutthakhōsāchān
Chawkhana Rōng, Khana nūa	Phra Phimontham
Chawkhana Yai, Khana tai	Phra Phannarat
Chawkhana Rōng, Khana tai	Phra Thammaudom (Thammakhodom)
Chawkhana Aranyawāsi	Phra Phutthāchān
Chawkhana Rong, Khana Aranyawāsi	Phra Phrommuni

の高僧各数名がいる。

(例)

chan thamma: Phra Thammachedi, Phra Thammatrailōk

chan thēp: Phra Thēpmōli, Phra Thēpkawi

chan rātcha: Phra Rātchamōli, Phra Rātchamuni

これらに, chan sāman (平位) の高僧を加えたものをもって, phrarāchākhana という, 高僧の quorum が形成された。phrarāchākhana は, それぞれの位階にしたがって, 一定数の thānānukrom สามานูกกรม (従僧) をもつことが許されていた。

Ⅲ 国王の仏教「擁護」(その1)

前述したように, これらサンガの構成員である僧侶(ビク, サーマネーラ)は, 語の真正の意味における「出家者」であって, 一般人の行なう経済活動にいっさい関与することができない。在家者による食事の供養に生命の維持を依存するという「乞食」の思想は, その建前をくずされていない。したがって, 在家の側からの供養のあり方は, 出家者集団の存在様式と根底的なかわりをもつものである。在家者に対するサンガの経済的依存関係は, サンガの規模の拡大とともにますます増加し, 緊密化せざるを得ない。国王によって代表されるところの国家によるサンガの組織的かつ持続的援助は, サンガの安定的存在にとって不可欠のものとなった。本節においては, まずラーマ1世王による仏教「擁護」の具体相を, その支援的側面から検討する。

(1) 寺院の建立

サンガの物質的基礎は, 僧の生活の本拠としての個々の寺院(wat)である。寺院の建立は, 建立者に大きな功德をもたらす善業と信じられているため, 歴代の王は競って寺院の造営を行なった。

「1世王年代記」には, 同王のプラチェトポン寺の造営について, つぎのような記述が見えている。

「小暦1151年酉年第1年，すなわち1世王の治世第8年（A.D. 1789年），国王陛下は，古寺ワット・ポーターラームの荒れ果てたさまをみそなわし，これを修復して旧に倍する麗しい伽藍を建てようと思い立たれた。起伏一様ならず，水溜りの多い境内は，20,000人を徴発して土盛りを命じた。しかし1,2年を経ると，ふたたび凹凸を生じたので，これをならすため，250チャン15タムルン（=20,060パーツ）の御内帑金をもって用土を買い，整地を行なわせ給うた。」²²⁾

プラチェトポン寺修復の事業は，小暦1155年（A.D. 1793年）の本堂再建着工をもって本格化し，7年5カ月28日を費やして完成，小暦1163酉年第3年（A.D. 1801年），1,000人の僧を集めて落成式が挙行された。この工事のために下賜された御内帑金の総額は「3,785 チャン6 タムルン（302,824パーツ）に上った」²³⁾ と言う。

ラーマ1世王によって，建立もしくは修復された寺院としては，このほかに，ワット・サケー，ワット・ラーチャブラナ（旧名ワット・リャップ），ワット・ラカン（旧名ワット・バンワーヤイ），ワット・クーハーサワン（旧名ワット・サーラー），ワット・プラップ，ワット・トーン，ワット・サモラーイ，ワット・チェン，ワット・ターイタラート，ワット・コークラブー，ワット・スワンなどがある。²⁴⁾

(2) 土地と寺奴婢の寄進

サンガが，このような大規模な営造物を維持経営していくためには，相当の経費と人力とを必要とすることは言うまでもない。しかし非生産的なサンガは，このような資金を自力で調達する方途をもたない。国王は，そこで Phraārām Luang と呼ばれる王立寺院維持のために，土地と労働力とを寄進するのをつねとした。これが「寺領地」(thōranisong ธรณีสอง) と，「寺奴婢」(khāphra ข้าราชการ yōmsong โยมสงฆ์) である。「寺領地」とは，国王によって，特定の寺院の資産として下賜される土地（ที่ดินไร่นา）であって，その土地から生ずる収益は，すべて所有者たる寺院に帰属した。「寺奴婢」とは，特定の寺院に隷属して，その使役に服し，また「寺領地」の耕作を行なって，寺院に所属する僧侶の食糧を生産するため，国王によって寺院に寄進されるところの一群の男女を指す。通常 25家族以上が寄進された。「寺奴婢」は，寺院に帰属する私奴婢という意味で lēk wat と呼ばれ，またサンガに隷属する一族という意味で phuak samana khrua と呼ばれた。「寺奴婢」は，寺院に「絶対的に」(detkhāt) 隷属する特殊のグループであって，国家の歳役 (kēn dūan)，貢納 ((kēn suai)，兵役および雑徭 (kēn khaw raprāchakān) からすべて免除され，寺院の用役にのみしたがった。²⁵⁾

「1世王年代記」によればプラチェトポン寺院に対し，ラーマ1世王は，壮丁16名，samanō-

22) ทิพนวนวงศ์, *op. cit.*, pp. 231f.

23) *ibid.*, p. 237

24) *ibid.*, p. 301

25) ประชุมพระตำราฯ, 1967 คำนำ ก-ค

khrua²⁶⁾ 124名の「右腕に入墨をほどこして寺奴婢として寄進し、ルアン・ピタックチンシーらにこれらの寺奴婢と寺院の管理とを命じ」ているが²⁷⁾、他の王立寺院に対しても、同様の援助が与えられたものと考えられる。

(3) Kathina 衣の寄進

ラーマカムヘン王の碑文には、スコータイにおけるカチナ衣の寄進の様子が生き生きと描写されている。「雨安居が明けると、カチナ衣裁断の行事が、1カ月間続いた。カチナ衣の裁断式には、子安貝の山、果物の山、供花の山、座具、寝具（の寄進が）あった。カチナの祭の供物は、毎年200万ピアにも上った。」²⁸⁾

カチナ²⁹⁾とは、毎年雨安居を終えたビクに対して、在家の信徒から、僧衣用として寄進される木綿布であるが、この寄進は一定の方式にしたがって行なわれる。上に引用したラーマカムヘン王碑文はスコータイにおいて、カチナの儀式を機会として、200万ピアに上る供物 *boriphān kathin* บริพัณภคิน の寄進が行なわれたことを記している。タイにおいて、カチナ衣の寄進式とは、サンガに対する在家者の、経済援助の補助手段の定型化したものと言ってよい。国王が大規模な行列を従えて主要な寺院を訪れカチナ衣の寄進を行なうと、これにならう善男善女が多額の金品を寺院に寄進するという習慣は、今日もなお続けられている。1世王当時のカチナ衣寄進の儀式については、「1世王年代記」の小暦1170年辰年第10年（A. D. 1808年）の条に、次の記述が見えている。³⁰⁾

「また、シーサマンタチャイと名づける玉座などを据える御座船および（舟行列に加わる）護衛船多数を建造して、大がかりなカチナ衣寄進の舟行列を行なうことになった。陛下の寄進されるカチナの衣と年ごとの三衣³¹⁾とは、ルア・キン、ルア・エーカチャイ（という2隻の伴船）に積み、王族、貴族ら高位高官には、それぞれに趣向をこらした船を仕立てて行列に加わるよう命じたところ、鰐の船あり、貝を形どった船あり、魚の船あり、様々の水にすむ動物を模した船あり、色とりどりの船が、各種の楽器を持ち込んで都を一巡すると、古式にしたがって国王陛下御自らカチナ衣の寄進をしたもうさまは、まことに賑々しいかぎりであった。」

(4) 常施食 *nitayaphat* の給付

前述した *phrarāchākhana* など、サンガ内に一定の役職をもった僧、およびパーリ語の試験に合格して *parian* という資格を許された僧侶には、少額の俸給 *biawat* が与えられていたが、この慣行は1世王のとき改められ、代りに飯米が支給されるようになった。「1世王年

26) 前述の *samanakhrua* の意であろう。

27) ทัพกรวงศ์, *op. cit.*, p. 237

28) กรมศิลปากร : 1957, p. 8

29) Horner, I. B., *The book of the discipline (Vinaya-Pitaka)*, Vol. II, London, 1957. p. 5 n. 1.

30) ทัพกรวงศ์, *op. cit.*, p. 299

31) ผ้าไตรจีวร の訳。

代記」にはこの間の事情をつぎのようにしている。「なおまた、トンブリー王の御代には rāchākhana, thānānukrom, parian らが、役人同様 biawat を受けていたが、(1世王は)この慣行を不適當と思し召され、(これを廃止して、代りに)月々 nitayaphat を下賜されるよう改め給うた。」³²⁾

nitayaphat という語は、パーリ語の nīcābhadda 「常施食」に対応する梵・巴混成語 nitya-bhadda のタイ訛音で、「国王によって、毎月僧侶に下賜される場所の飯米」³³⁾を意味した。給付された飯米の量、給付の方法などの具体相についての詳細は不明であるが、衣と住とに不自由を感じる度合の少ない僧侶にとって、飯米の供給が安定的に保証されることは、大きな特権であったと言えよう。

(5) 課役の免除

De la Loubère は、僧侶の享受した大きな特権として「6カ月の徭役から免除される」ことを挙げ、こうした特権階級の人数を減らすため、時折り、僧たるにふさわしい知識の有無について試験を課したと述べている。³⁴⁾ また N. Gervaise も、僧侶の最大の特権として toute sorte de tributs & de chages (sic) publiques からの免除をあげ、この特権のために、かくも多数の僧侶が発生するのである、と結論している。³⁵⁾

アユタヤからトンブリー朝にかけて年間6カ月であった壮丁の徭役期間は、ラーマ1世のとき4カ月に短縮されたことが知られているが³⁶⁾、僧侶に対する徭役免除の慣行を変更する特別の理由があったとは考えられないので、この慣行は新王によってそのまま踏襲されたものと考えられる。後述するように、1801年の「サンガ令」の中に、強制還俗を命じられて寺を離れた僧の腕に入墨を施して徭役に服させるという記事が見えるのは、この推定を裏書きするものと言えよう。³⁷⁾ 小暦1172年午年第2年(A.D.1810年)の一布告³⁸⁾は、過酷な課役に耐えかねた農民が逃散したことを記しており、その意味で、僧侶に認められた課役免除特権の持つ意義はきわめて大きい。

(6) 寺院の警備

小暦1147年に発布された一布告³⁹⁾は、仏法の繁栄を希求する国王が、衆生のため、自ら、あるいは高位高官にすすめて、仏像、仏塔伽藍の製作建立を行なったにもかかわらず、心なき悪人共が、僧侶の無抵抗、無防備につけ込んで、寺院の略奪をほしいままにしている状況を嘆い

32) ภัณฑารักษ์, *op. cit.*, p. 32

33) Bradley, D. B., *Dictionary of the Siamese language*. Bangkok, 1873. p. 336 1.

34) De la Loubère, *op. cit.*, p. 115

35) Gervaise: 1688, p. 190

36) 拙稿「タイの徭役制度の一考察」『東南アジア研究』第6巻第1号(1968年6月) p. 50

37) 後述 p.

38) ภัณฑารักษ์, *op. cit.*, pp. 382-387

39) 前掲新勅令 No. 13

て、「こののち、(首都警護の任をもつ) クロム・プラナコンバーンと、(各地方の) チャオムアン・クロマカーンとは、それぞれの管掌地域を巡回して、仏像、仏塔を損壊する者を捕え、また、僻地の寺院については、村役人 (phan nai bān) に命じて、近傍の村民に、交代制で、寺院の警備にあたらしめ、もし仏像、仏塔を荒す悪人をみるときは、これを捕えて上級の役人に引きわたし、法にしたがってこれを処分せしめよ」⁴⁰⁾と命じている。

これまで述べてきたのは王権のサンガに対する積極的援助だが、この布告に見られるような外敵の侵入から寺院を守るといふ保護行為も仏教「擁護」の一つに数えられるべきであろう。

(7) 第9次結集の後援

1 世王がサンガに与えた援助の中で、もっとも著名なものに、「第9次結集」の後援がある。⁴¹⁾「第9次結集」とは、1788年、1 世王の提唱によって行なわれた、タイ国所伝の全三蔵経の校訂作業であって、218 人の学僧と32人の学者が動員され、満5カ月を費やして完成を見た。校訂を終えた経典は、これを貝葉にうつし、帙の上下を黄金で飾ったいわゆる「黄金版」(chabap thong) が製作された。1 世王は、この「結集」の事業完成のため異常な熱意を燃やしたらしく、5カ月の間、毎日朝夕の2回、朝食の供養と供花のために自ら作業場にあてられたプラシーサンペッダーラーム寺院を訪れ、関係者の苦労をねぎらったと、年代記はしっている。⁴²⁾ この結集に要したいっさいの経費は、すべて王室の御内帑金によってまかなわれた。

Ⅳ 国王の仏教「擁護」(その2)

以上、国王によるサンガ「擁護」の支援的側面を具体的に眺めてきた。これによって、サンガの物質的基盤が、国王の支援に大きく依存していた状況を知ることができよう。⁴³⁾ しかし、サンガ「擁護」の支援的側面は、国王のサンガに対する関係の一面を示すにすぎない。

40) KTSD, vol. 5, pp. 244f.

41) プラピモンタムの『結集史』による「結集」の回数はつぎのとおりである。

次 数	仏 滅 後	場 所	後 援 者
1	7 日	ラージャガハ	アジャータサットウ王
2	100年	ヴェーサーリー	カーラーソーカ王
3	218年	パータリプトラ	アソーカ王
4	238年	アヌラーダプラ	デーヴァナンピヤ・ティッサ王
5	433年	アヌラーダプラ	ヴァッタガーマニー・アバヤ王
6	956年	アヌラーダプラ	マハーナーマ王
7	1587年	プラッティママハーナガラ	パラクラマバフ王
8	2020年	ナビーシーナガラ (チェンマイ)	シリダンマ王

42) ทิพการวงศ์, pp. 168f.

43) このことは phraārām luang と呼ばれるところの「王立寺院」についてしかりである。それ以外の寺院については、その建立・修復等に貢献した在家信徒一王族、貴族、地方豪族、名望家などから、同種の援助が与えられたものと思われる。

1 世王によれば、サンガとは、「世の人の福田であり、そこに信仰の種子を播き、布施を行なうことによって、善果をもたらすところの最上の田」⁴⁴⁾ 本เนื้อบุญแก่สัตว์โลกย์ หว่านพืชศรัทธาทำถมานลงในเนื้อนาอันเลิศจะได้เกิดผลเป็นอันมาก たるべきものであり⁴⁵⁾、サンガをかくあらしめんがためにこそ、「御内帑の中より、多額の《四資具》をサンガに寄進」するのであった。⁴⁶⁾ (เหตุนี้จึงทรงพระราชศรัทธาบริจาคพระราชทรัพย์เป็นอันมาก เปนจตุปัจจัยทานถวายพระสงฆ์) しかし同時にまた、「首都の内外、諸国にあるサンガが、正しく戒律を遵守するよう教戒し給う」のである。⁴⁷⁾

(แลมีพระราชโอรสทาสาคนคักเตือน เพื่อจะให้พระสงฆ์ทั้งปวงในกรุงนอกกรุงเทศมณฑลตามประเทศให้ทรงพระปาติโมกข์สังวรศีลบริสุทธิ์) 国王のサンガに対するこうした「教戒」行為は、サンガが清浄であれかしとする、国王の希望の表明とも見られようが、国王の背後に存在する強大な政治権力を考えるとき、サンガにとってそれは大きな威圧であり、ときにはあからさまな介入となって現われたのである。

本節においては、「サンガ令」を中心とする『三印法典』のテキストに即しつつ、1 世王における仏教「擁護」の、制裁的側面を検討したい。

さて、1 世王にとって、「仏教とは戒と同義」พระปาติโมกข์สังวรวินัยนี้ชื่อว่าพระศาสนา⁴⁸⁾ であり、「ビクの宗教は、その持戒の正しさにかかっている」(ถ้าพระภิกษุทรงพระปาติโมกข์บริบูรณ์อยู่ตรงขาดชื่อว่าพระศาสนาที่ตั้งอยู่ตรงนั้น)⁴⁹⁾ のであった。「サンガ令」全10篇は、持戒の衰微に対する王の慨嘆、教戒、破戒僧に対する警告と断罪の記事によって満たされているといっても過言ではない。

サンガにおける持戒の弛緩をもたらしたものは何であったか、王はその原因を、新参のビクの教育をなおざりにした責任ある僧の怠慢にあるとし、これを非難した。「今日、ビクは持戒をなおざりにし、互いに教戒し合う努力を怠っている。ひとたび得度を与えれば、その新参僧を、まず和尚の手許にとどめおいて監督するという責任を果たさず、気ままに放浪することを許している。」(แลภิกษุสงฆ์ทุกวันนี้ละพระวินัยบัญญัติเสีย มิได้ระมัดระวังเตือนสั่งสอนกำชับว่ากล่าวกัน ครั้นบวชเข้าแล้วก็มีได้ ให้ศิษย์อยู่มิไยในหมู่คณะสงฆ์ครุอุประณาอาจารย์ก่อน ละให้เที่ยวไปโดยกำเพอใจ...) ⁴⁹⁾

しかし、ビクとして具足戒を受けた者はまだよいほうであった。中には20才を越えていながらサーマネーラの身分にとどまって寺院の規律を乱す者が多数存在した。これらの「成人したサーマネーラたち」(nēn yai) の存在を放置しておくことは、世人の信仰の障害のもととなり、ひいては仏法の衰微につらなるものであるから、ただちに排されるべきものであった。「サンガ令」第2の1節は、つぎのようにのべて、不法のサーマネーラの処分を命じている。

44) 「サンガ令」No. 2, KTSD, vol. 4, p. 171

45) *loc. cit.*

46) *loc. cit.*

47) *ibid.*, p. 170

48) *loc. cit.*

49) 「サンガ令」No. 3, *ibid.*, p. 177

「…国家の安寧を危殆に陥し入れるこれらの不法の徒は、多く年長のサーマネーラ共である…（よって）もし具足戒を受けるべき年齢に達しておりながら、受戒を願い出ず、放浪の生活続けるサーマネーラのあるときは、ただちにそれを捕え、本人とその師僧およびその親族らをきびしく罰せよ。」

（ผู้พบพรตรายแผ่นดินทั้งนี้แต่พื้นเพเนรใหญ่... ถ้าแลสามเณรรูปใดอายุครบถึงอุปสมบทแล้วมิได้บวชเที่ยวไว้เว้อยู่ จับได้จะเอาตัวสามเณรแลชี้ต้นอาจารย์โทษจงหนัก）⁵⁰⁾

19世紀の末葉、タイの東南部地方を巡幸したラーマ 5 世王（1868～1910）は、地方の一僧侶の説法の席に列してその法話を聞いたとき、説法の内容が御伽噺と変わらず、仏法の真髓とへだたること遠いことを知ってその実情を憂え、仏教教育の必要性を強調しているが⁵¹⁾、さらに 100 年を溯った 1 世王当時のサンガの状況はさらに劣悪であって、僧の説法は、民衆のなぐさみに墮していた。

「いまや世上では、『ヴェーサンタラ・ジャータカ』を、尊い教えとして崇めることを忘れ、いたずらに無益な戯言のみを追い求めている。（ジャータカを）説法する僧の中に、經典を正しく学ばず、その荒筋のみを野卑な俗謡に仕立てては、面白おかしく民衆にうたいきかせ、ひたすら己の利養のみをはかり、修学を怠っている者のあるは、まこと伝法を乱し、衰微へとみちびき、尊いみおしえを世の人のあなどりの的と為すゆえである…今後ジャータカを説法する僧も、これを聴く在家の信男信女たちも、すべて善果のもととなるパーリ聖典とその古注に正しく従うことをもって旨とせよ。」

（แต่ทุกวันนี้ขอพระราชาราชกรทั้งปวงลงบาง ให้มีพระมหาเวศสันดรชาฎกนี้มีได้มีความสังเวทเลื่อมใสเป็นธรรมการะวะพังเอาแต่ถ้อยคำตลกขบขันของคันทนาผลประโยชน์มิได้ พระสงฆ์ผู้สำแดงนั้นบางจำพวกมิได้เล่าเรียนพระไตรปิฎก ได้แต่เนื้อความแปลร้อยเป็นกาพย์กลอน แล้วก็มาสำแดงถ้อยคำตลกขบขันของหยาบช้า เหน้แต่ลามกการเลื่องชีวิต มิได้คิดที่จะร่ำเรียนสืบไป ทำให้พระศาสนาพินเพื่อนเลื่อมใสชวนกันประมาณในพระธรรมเทศนา... แต่นี้สืบไปเมื่อหน้าให้พระสงฆ์ผู้สำแดงพระธรรมเทศนา แลราชกรผู้จะฟังหาชาติชาฎกนั้นสำแดงแลฟังแต่รามวาระพระบาทแลอรรถกถาฎีกาให้บริบูรณ์ด้วยผลอนันตนั้น）⁵²⁾

持戒の弛緩した状況を、もっとも具体的に例示しているのは、1801年に発せられた一布告であろう。⁵³⁾

「今やサンガは……不正を行ない、無恥の徒となりはてている。すなわち、各種の酒をくら

50) *ibid.*, p. 175

51) ワチラヤーナワローット親王宛の 5 世王書簡（1887年10月 2 日付）

พระราชหัตถเลขาพระบาทสมเด็จพระจุลจอมเกล้าเจ้าอยู่หัวทรงมีไปมากับสมเด็จพระมหาสมณเจ้ากรมพระยาวชิรญาณวโรรส, กรุงเทพฯ,

52) 「サンガ令」No. 1, *ibid.*, pp. 167ff.

53) 「サンガ令」No. 10, *ibid.*, pp. 224ff.

い、非時に固きものを口にし、ときには夜半にも食事をなし、ある者は三衣、鉄鉢を売りはらってトバクにふけり、自らは衣をまとわず、サーマネーラと偽り、剃髪日に一度ならず髪を剃らず、昼な夜な出歩いてはコーン、ナング、フン、ラコーンなどの見世物を見物し、在家の婦人と交わっては野卑な会話にふけている。役人や在家の人の、美貌の少年を見れば、甘言をもってこれを連れ帰って手許にとどめおき、抱擁し、口づけし、どこへ行くのにも連れ歩き、競ってこれに着飾らせ、lüksawādi, lüksutchai, sitrāningrat, yānat などと名付けている僧もいる。そしてこのような少年の奪い合いが、果ては棍棒での殴り合いとなり死人を出し、取り調べたところ、真実そのようであり、多数の棍棒が押収されたこともあった。

またある者共は、外国の船が入港するのを見ると、ひそかにその船を訪れては、シナ人、チャム人、西洋人の間に入って騒々しく愛玩用の品を買いあさり、いたずらに異教徒のあなどりを買っている。

ある者は、シナ人、インド人の店に出かけて絹布を買い、これをオレンジ色、桃色に染め上げて、肩布、上衣、下衣、肩衣、腰帶布、小布、內衣として身にまとい、ニッサキャパーチッティヤの罪を犯している。

ある者は、朱色の衣のみをまとい、またある者は薄汚れた衣をまとい、腰帶をしめる時もしめぬ時もあり、頭を覆い、煙草をくわえ、耳に花を飾り、俗人さながら、気どりで歩きをする。

ある者は、プラプッタバート⁵⁴⁾に巡礼するのに、護符を身につけ刀を手にするさまは、まるで盗賊さながらである。プラプッタバートに到着すれば、群をなして警戒にあたり、日中は洞窟に入って大声で歌い踊り、女共をからかい、夜になれば、頭を覆って、俗人と同じように、手拍子にあわせ歌をうたう。

ある者は読経師であって、「プラマーライ」を所望されると、パーリ聖典にはしたがわず、インド、シナ、安南、モーン、西洋と、さまざまの調子でこれを歌い、歌い終えれば菓子をはおばる。』

(เสฐรายาเมาน้ำตามข้มแลฉ่นโภชนโหระของกัศของเคี้ยวเพลาปาฬัท แลในราตรีก็มีบ้าง ลางเหล่าเอาผ้าพาดบาตร
เหล็กไปขายแลกเล่าเล่นเบี้ย มิได้ครองใครจิ๋ว กระทำจอมปลอมเหมือนสามเณร ไม่ได้ปลงผมโกนหนึ่งบ้างสอง
โกนบ้างเที่ยวกลางวันกลางคืนดูโขงดูหน้ดูหุ่นดูลคอนเบียดเสียดอุบาศกสิกา พุดจาตะหลกคณองเฮฮาหยาบเข้าธารุณ
ลางเหล่าเหินขายเดกลูกขำราขการอนาปะชาราชฐรูปร่างหมดหน้าก็พุดจาเกลี้ยกล่อมชักชวนไปไว้แล้วกดจูบหลับนอน
เคล้าคิ่งไปไหนเอาไปด้วย แต่งตัวเด็กโอวดประกวดกัณ เรียกว่าลูกสวาทลูกสุคใจครีัยตราณิรยรต์ยานักก็มีบ้าง
ช่วงชิงกันชั้นพิจารณาได้ตัวมารับเบณลัจได้ไมกระบะของชั้นเบณหลายอัน ลางพวกเหินสลับด่าบั้น เหนล่ำเภาจีนเข้ามาก็ขึ้น
เที่ยวบนล่ำเภาชุกชนซื้อหาของเล่นปนละวจี้จามย่ำรังไห้เตียรถนิครนธูหมันก็มีบ้าง ลางพวกก็เที่ยวซื้อผ้าแพพร

54) 中部タイのサラブリ県にある仏足跡寺。古来巡礼地として著名。

รณในพวงแพแลร้านแซกร้านจีนเอาไปเย็บย้อมเป็นผ้าภาคผ้าจิวรสบงสีโปรดคตกราบพระอังสะ กระทำเป็นศรีแลศรัสมภู
 หนึ่งครองให้ต้องอาบัติเบญหมหานิตลัทธิทุกคร้ง ลางพวกก็มุ่งห่มแดง ลางพวกก็มุ่งห่มเบนแต่ศรีกร้ากรุ่นอำปลัง คาคตรัดคดบัง
 ไม่คาคตรัดคดบังคลุมศรีศะสูบบุหรืดอกไม้ห้อยหู เติกรัดติกรายตามกันดุจจะราวาช ลางพวกจำพวกขึ้นพระพุทบาท
 เดินทางคาคคตุดโลกประเจียดถือดาบถือกระบี่ถือฤทธูจพวกโจรถึงพระพุทบาทแล้วคุมกันเป็นพวกๆ กลางวันเข้าถ้ำ
 ร้องลคอนร้องลำนายอกสีกา กลางคืนก็กลุมศรีศะตามกันตึงร้องบรขไก่อดุจจะราวาช ลางจำพวกเป็นนักสวด
 สับปรุชทายกนิมนสวดพระมาโลย ไม่สวดต้องตามเนื้อความพระบาฬีร้องเป็นลำนำน้าแขกจีนญวนมอญแล้วฉันทาคูเปี้ยกแกง
 บวดเมียงซ่มเมียงโขกด้วยอ้อยก็มีบาง

ピクの中にはパーラージカの第一である女犯の大罪をおかす者もあった。「サンガ令」第9
 布告（1794年）は、女官と密通してこれを孕ませた一僧侶についてつぎのように述べている。
 「寅年第4年陰暦9月白分9日（1794年8月5日）のたそがれ時、ナークラング寺のプラク
 ルーであるマハーシンは、アパイティベー親王の女官ウングの許にしをび込み、ひそかに不義
 を働いていたところを捕えられ、取調べの結果つぎの事実が発覚した。すなわち、マハーシン
 は寅年第4年陰暦7月以来、数回にわたってウングと密通し、ついにウングを孕ませた。かれ
 はもはや戒に住せず、いやしいパーラージカの罪をおかし、“道の人”とは呼べないにもかか
 わらず、自ら“道の人”と言いはり、不正を秘匿してサンガの行事につらなり、和尚の補佐僧
 として、13人もの人の得度を受けさせていた。」

ณวัน ๕๔ ค่ำปีขาลฉ้อคกเพลพลบค่ำ มหาสินซึ่งเป็นพระครูอยู่วัดนากกกลาง บลอมเข้าไปหาอั้งข้าหลวงในกรมสม
 เ็จพระเจ้าหลานเธอเจ้าฟ้าอภัยธิเบศจับตัวได้รับเปนลัจว่า มหาสินได้เสพเมถุนธรรมด้วยอั้งถึงข้าเราแต่เดือน ปีขาล
 ฉ้อคกมาหลายครั้งจนอั้งมีท้องลูก มหาสินขาดจากสิกขาบทเปนบราจิกลามกในพระพุทธศาสนา มิได้เปนสมณะบดินยาน
 ตนว่าเปนสมณะปิดความชั่วไว้ แล้วเข้ากระทำสังฆกรรมอุโบสถกรรมอุปัชฌายกรรม เปนคู่สวดบวดพระสงฆ์ถึง
 ๑๓ มุ่ปนั้น...) ⁵⁵⁾

サンガは、戒律にしたがって自らを治めるところの自治団体であって、「もし破戒のピクを
 見るときは、互いにいましめ合い、制裁を下し、戒律にしたがって処分する」⁵⁶⁾

（ครั้นเห็นว่าจะมีบาปะภิกขุอันตราย แล้วว่ากล่าวยังกันให้ปฤกษาโทษผิดแห่งกัน แล้วตัดสินว่ากล่าวตามพระวินัย)
 のが建前であった。「サンガ令」第7では、サンガ内部の争いの調停のため、国王に直訴する
 ことを禁じている。⁵⁷⁾ しかしながら、サンガの自主的処理能力を越えた問題が発生した場合に
 は、俗権の介入が伝統的にみとめられていたとするのがラーマ1世王の立場であった。

「もしも、訓戒することがその力に余るほどの多くの悪しきピクがあるならば、相誘って国

55) 「サンガ令」No. 9, *ibid.*, p. 221

56) 「サンガ令」No. 8, *ibid.*, p. 207

57) *ibid.*, pp. 195-206

王陛下にその旨奏上すれば、王土の守護者である陛下は、仏法の護持に心をくだく大長老たちに対し助力を与えるであろうことは、古来の慣行どおりである。すなわち、はじめ、年長のマハーカッサパを首席とする、500人のアラハンが論争し、仏法が乱れようとしたとき、相誘ってアージャタサットルー王に奏上した結果王は宗教の擁護者という立場において、最初の結集を行なって（サンガの）混乱を收拾し給うたのであった。その後第2次、第3次、第4次、第5次、第6次の結集が行なわれた。サンガ (phutthachak) と、国家 (phrarātchañāchak) とは、互いに協力して仏教を浄化し (chamra phraphutthasāsana), よこしまなピクが仏法を害うことを防いだのは、以上のとおりである。」

(ถ้าเกิดพวกภิกษุโจรมากหนักเหลือกำลังจะว่ากล่าว รนร้อนชวนกันเข้ามาถวายพระพรฟังพระราชอาณาจักรฝ่ายพระมหากษัตริย์ ผู้รักษาราชอาณาจักร ก็ช่วยอุปถัมภ์ตามพระมหาเถรเถรผู้ร่อนรนรักษาราชพุทธศาสนาเป็นประเพณีมาจำเดิมแต่พระอรหันต์เจ้าห้าร้อย มีพระมหากษัตริย์เป็นประธานเป็นเหตุด้วยพระภิกษุแก่ อันกล่าวประวาทติเตียนเป็นเลี่ยนพระศาสนา ก็ชวนกันเข้าถวายพระพรสมเด็จพระเจ้าอยู่หัวครุฑราชๆ ก็เป็นสาละนุบัติมพกขบถมลังคายนายระงับโทษตัวนี้ จนถึงทุกวันนี้สังคายนายตะตยสังคายนาย จังคะสังคายนาย บัณจะมะสังคายนาย จัตตะสังคายนาย ฝ่ายพระพุทธจักรพระราชอาณาจักรย่อมพร้อมกันทั้งสงฆ์ฝ่ายชวนกันชำระพระศาสนา (มีให้วิปัสสะภิกษุทำลายพระศาสนา) ได้เป็นประเวณีสืบมาทั้งนี้)⁵⁸⁾

「サンガ令」のテキストについてみるならば、ラーマ1世王における「仏法の保護」とは、自治団体としてのサンガに物質的な援助を与えるという消極的なものととどまらず、世の人の福田たるにふさわしい清浄なサンガを実現するために、仏教を「浄化」(chamra) するというきわめて積極的な内容をもつものであったことが知られる。それは自治能力を喪失したサンガに、本来的な機能を回復させるための王権の「干渉」であったが、王のこの行為は、「古来の慣行」(praphēni) の中に権威をもつところの「保護」(phraboromarātchūpatham) 行為としてとらえられるべきものであり、「宗教の擁護者」としての義務の遂行と考えられたのであった。変革の方向は、サンガの王権への従属ではなくして、あくまでも、サンガの超俗性の回復であり、その故にこそ「浄化」といわれるのである。

「サンガ令」の第2 布告は、俗人の財産を受託したバングワー・ヤイ寺の僧ラックの非行に関して発布された布告である。僧ラックは、在家の女イー・ペングの財産を預かっていたが、イー・ペングはのちに不正を働いて処刑されて、その財産はすべて官に没収されることとなった。しかしラックは、イー・ペングの財産を受託した事実を秘匿していた。やがて密告者があらわれ、この事実が明らかになったのでラックは、役人にイー・ペングの財産を差し出した。「布告」は、この後僧ラックの行為にならうピク、サーマネーラが現われることがないようにと、出

58) 「サンガ令」No. 8, *ibid.*, pp. 207f.

家者が在家者の金品を預かることをいっさい禁じ、違反のビクは、「盗みの大罪」(adinādānapārājika) をもって僧籍を剥奪した上、重笞刑に処すべきことを定めている。⁵⁹⁾ ここでも、サンガから不純分子を排除して、これを「浄化」することに力点がおかれている。還俗の強制が、パーラージカという、サンガの自治原理にもとづいて行なわれていることに注目すべきであろう。王権の「干渉」は、あくまでもサンガの自治を促進するためのものなのである。

同様の思想は、パーラージカの摘発を怠ったビクの処罰を定めた他の布告の中にも見られる。「サンガ令」第5は、女犯のパーラージカを犯しながらこれを隠してサンガの行事を行っていた僧マー、および、ユー老人から甘言をもって金銭を騙しとり、盗みのパーラージカに触れた僧チューらの不行跡についてのべた上、「もしこの布告に従わず、四つのパーラージカの罪を犯した事実を秘匿し、サンガの行事に参加して、仏法を汚す者があるときは……死罪に定められた上、財産は官に没収され、その一族は重笞刑に処せられる」と述べている。

(ถ้าแลมพิงพระราชกำหนดกฎหมายนี้ แลต้องจับบาราชิกแต่ก่อนได้อันหนึ่งแล้ว แลบกบิตโทษไว้เข้ากระทำการสงฆ์ด้วย พระสงฆ์ ให้พระลาคนาเคราะห์หมอง ... จะเอาตัวเบบโทษถึงสิ้นชีวิตแล้ว ให้รับบาทขบเขียนติโยมจหนัก) ⁶⁰⁾

「サンガ令」第9布告は、すでに述べたとおり、女官と密通してパーラージカを犯した僧マーハシンの事件を契機として発せられた布告であって、上記の第5布告と軌を一にするものであるが、この中に「国王が罰を下されることがない仏教の世界をかれの住家とさせてはならない」(อย่าให้เบบมนทิลอยู่ในพระลาคนาทรงพระกรรณาหาเอาโทษไม) という言葉が見えるのは国王とサンガとの関係を考える上に示唆的である。⁶¹⁾

ラーマ1世王は、このように、破戒僧を非難し、これに制裁を加える一方、サンガの管理の責を負うプララーチャーカナや、各寺の住職に対し、自己の統轄する僧の持戒と修学の監督を強化するよう呼びかけている。

「こののち、寺を離れて(勝手に)放浪しながら、これが自分の任務であるなどと言うビクのないようにせよ。(聖典研究と瞑想の修業という)二つの任務のいずれをも学ばぬということが決してないようにせよ。得度を受けた者は、まず和尚の許に留めおき、和尚は自ら持戒を厳にして、かりそめにも放浪などして弟子に真似されることのないようにせよ。仏法の繁栄はかかって高僧の双肩にある。高僧たる者は、ビクの教戒を怠ることなく、聖典の研究がふさわしいビクにはそれをすすめ、瞑想の修業が適していると思われるビクには瞑想をすすめよ……(ただし)もしビクにせよサーマナーラにせよ、心いやしくして教えること難く、和尚が幾度さとしてもこれを聴き入れることがない場合には、その者を放逐して、サンガの中にとどめぬ

59) *ibid.*, pp. 172-174

60) *ibid.*, p. 188

61) *ibid.*, p. 222

ようにせよ。これは仏法興隆の道である。」

(แต่นี้สืบไปเมื่อหน้า ห้ามอย่าให้มีภิกษุโลเลละวิฎะพระนิบัติ แลปติญาณตัวว่าเปนกิจวัด มิได้ร่ำเรียนธรรมาทั้งสองฝ่าย อย่าให้มีได้เป็นอันขาดทีเดียว อนึ่งบวชเข้าแล้วให้อยู่ในหมู่คณะสำนักนี้อุปัชฌาจารย์จงตั้งใจพระนิบัติรักษาสิกขาบท อย่าโลเลให้ศิษย์เอาเยี่ยงหย่าง แลพระสาสนาจะรุ่งเรืองขึ้นนั้นเพราะพระราชาคณะให้พระราชาคณะเร่งตัดเตือนพิจารณา เหนือศิษย์ควรจะร่ำเรียนคัมภีร์ธรรมาวินัยอันใดอันหนึ่งได้ก็ให้ร่ำเรียนธรรมาอันนั้น.....ถ้าภิกษุแลสามเณรองค์ใดกักขฬะหยาบช้าสอนยาก อุปัชฌาจารย์จะว่ามิฟัง สั่งสอนเปนหลายครั้งแล้วมิได้ปรนินิบัติตาม ให้กำจัดเสีย อย่าให้เข้า หมู่คณะได้เป็นอันขาดทีเดียว พระสาสนาจึงจะรุ่งเรืองสืบไป) ⁶²⁾

自己の管轄下の僧の監督を嚴重にするための具体策として、ラーマ 1 世は、僧籍簿 (banchi hāngwao phikkhu-sāmanēn) の作成を命じ⁶³⁾、また、すべての僧が名前、所属寺院名、和尚名などを記載し、それぞれの居住地のプララーチャーカナ、住職などの官印を押捺した身分証明書を所持するように定め、他所の僧を寺院に受け入れるに際してその身許をあらためた上で入寺を認めるようにした。⁶⁴⁾

国王の仏教「擁護」の制裁的側面を、もっとも明確に示した事件は、1801年6月9日の日付をもつ「サンガ令」第10の中に記録されている「見せしめのための破戒僧強制還俗事件」であろう。

この布告は、サンガの墮落した状況を詳細に示したのち⁶⁵⁾、「ここに、プララーチャーカナ、ターナーヌクロム、宗務司 (sangkhakāri-thammakān) および学者 (rāṭṭhabandit) らに命じ、相協力して、無恥の徒と墮したサンガを浄化せしめようと調査を進めたところ、事実が判明したので、128名の僧を、出家界から還俗させ、後世の人のこれにならうことのないよう、還俗僧をすべて公民 (phrai luang) として、その腕に入墨を施した上、官の重い徭役に服」するよう命じている。

(บัดนี้ให้พระราชาคณะถาณกรมสังกะเรียธรรมการราชบัณฑิตยพร้อมกันชำระพระสงฆ์ซึ่งเปนอละขัยภิกษุพิจารณา เปนสัง ให้พระราชทานผ้าขาวสักออกเสียจากพระสาสนา เปนคนร่อยยิบแปดคักแทนเปนไพร่หลวงใช้ราชการหนัก หวังมิให้ดูเยี่ยงหย่างกัน) ⁶⁶⁾

62) 「サンガ令」No. 4, *ibid.*, pp.184f.

63) *loc. cit.*

64) 「サンガ令」No. 3, *ibid.*, pp. 175-182

65) 上述 pp. 13f

66) *ibid.*, p. 226

V お わ り に

タイの仏教徒の信仰体系において、サンガは「福田」として位置づけられている。在家者にとって、サンガとは、それに布施する者に「善果をもたらすところの最上の田」である。人はサンガへの布施の中に宗教的満足をおぼえ、サンガは民衆の「福田信仰」の中にその成立の基盤を見出す。

サンガが「福田」であるためには、「清浄」でなければならない。サンガの「清浄」がそこなわれるとき、人はサンガへの信仰を失い、仏教は衰微する。サンガにおける仏教的価値が、持戒の中に特化しているタイの社会にあって、「清浄なサンガ」とは、すぐれて持戒の円満具足したサンガである。タイにおいては「仏教と戒とは同義」であり、持戒の正しさの中にこそ正しい仏教があるからである。

国王の仏教「擁護」(phraboromarāchūpathamphok)は、したがって二つの方向をとる。第1は、サンガに物質的支持を与えることにより、定義上非自立的な出家者集団の安定的存在を保証することである。サンガは、個々の在家者による自発的布施には期待できないところの、大規模にして組織的かつ安定的な援助者を国家の中に見出す。歴史的サンガの繁栄は歴代の国王による「擁護」に大きく依存するものであった。第2はサンガの「清浄性」の護持である。

「清浄」なサンガの中に「福田」があり、「福田」の存在する かぎり仏教は繁栄する。持戒中心のタイサンガの清浄性は、もっぱら破戒行為の監視、破戒者の排除によって保たれる。自律を標榜するサンガの清浄性は、もともと自己浄化作用の結果として保たれるべきものである。しかし、サンガに内蔵された浄化装置の機能がそこなわれたときには、仏教の「擁護」者たるべき国王は、その浄化に協力すべきものと考えられたのであった。同時代史料の検討は、ラーマ1世における仏教「擁護」のこの二つの方向を明瞭に示し出している。

引 用 文 献

I. タ イ 語

1. กฎหมายตราสามดวง 5 เล่ม กรุงเทพฯ.2506 (1963)
(『三印法典』全5巻(クルーサーパー版))
2. กรมพระดำรงราชานุภาพ, “อธิบายหนังสือสังคยวงศ์” ใน สังคยวงศ์(1) ดำรง
(ダムロン親王, 「サンギーティヤヴェンサ解題」)
3. ดำรงคณะสงฆ์ กรุงเทพฯ, 2466 (1923) ดำรง(2)
(ダムロン親王, 『サンガ小史』)
4. กรมพระสมมตอมรพันธุ์ - กรมพระดำรงราชานุภาพ, เรื่องตั้งพระราชคณะผู้ใหญ่ในกรุงรัตนโกสินทร์, กรุงเทพฯ, 2466 (1923)
(ダムロン親王・ソモット親王, 『ラタナコーシン朝高僧叙任録』)
5. พระราชพงศาวดารฉบับพระราชหัตถเลขา 2 เล่ม, กรุงเทพฯ (โอเคียนส์โตร), 2505 (1962)
(『御親筆年代記』全2冊オデオン・ストア版)

6. เจ้าพระยาทิพากรวงศ์, "พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ รัชกาลที่ 1" ใน พระราชพงศาวดารฉบับหอสมุดแห่งชาติ รัชกาลที่ 1—ที่ 2, กรุงเทพฯ (คลังวิทยา),
(ティパコーラウオン, 『1世王年代記』)
7. สมเด็จพระวันรัตวัดพระเชตุพน, สังคดียวงศ์พงศาวดารเรื่องสังคายนาพระธรรมวินัย, กรุงเทพฯ,
(ปรา・ワナラット僧正, 『サンギーティヤヴァンサ (結集史)』)
8. กรมหมื่นพิทยาลงกรณ์, เรื่องพระบาทสมเด็จพระพุทธยอดฟ้าจุฬาโลกทรงฟื้นฟูวัฒนธรรม; กรุงเทพฯ,
(พิทยาลงกรณ์殿下, 『1世王における文化復興』)
9. กรมพระนราธิปประพันธ์พงศ์, จดหมายเหตุลาลูแบร์, กรุงเทพฯ, 2505(1962)
นราธิปประพันธ์พงศ์殿下, 『ラ・ルベール・シャム王国誌』
10. หม่อมเจ้าวรรณไวทยากร วรวรรณ, อภิปรายร่างรัฐธรรมนูญ, กรุงเทพฯ, 2475(1932)
วันไวทยากร殿下, 『憲法草案考』

II. 攷 文

1. Coedès, G., "Une recension pâlie des annales d'Ayuthya", *BEFEO*, XIV, 3. pp. 1-31
2. Ishii Yoneo, "Church and state in Thailand" *Asian Survey* Vol. VIII, No.10 (1968). pp. 864-871.
3. Wenk, Klaus, *The restoration of Thailand under Rama I: 1782-1809*. Tucson, 1968.
4. Dhaninivat, Prince. *A history of Buddhism in Siam*. Bangkok, 1960.
—do— "The reconstruction of Rama I of the Chakri Dynasty", *Journal of the Siam Society*, Vol. 43, no. 1 (1955), pp. 21-47.
5. De la Loubère, *Du royaume de Siam*, tome I. Paris, 1691
6. Gervaise, N., *Histoire naturelle et politique du royaume de Siam*. Paris, 1688.

補註 太陰暦の太陽暦換算は、すべて คล้อย ทรงบัญญัติ ปฏิทิน 250 ปี กรุงเทพฯ; 1966によった。